



平成 30 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ス テ ム サ ポ ー ト  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 清 水 良 次  
(コード番号：4396 東証マザーズ)

問い合わせ先 取締役 管理本部長

総務人事部長

森 田 直 幸

TEL. 076-265-5151

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 9 月 27 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の公告方法を、官報から日本経済新聞に変更するため、現行定款第 5 条を変更するものであります。
- (2) 業務執行の迅速性の観点から、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めを、第 25 条に新設するものであります。
- (3) 現行定款第 30 条 2 項に定める責任限定契約における損害賠償責任の限度額について、具体額を定めない旨の変更を行うものであります。  
なお、第 30 条 2 項（責任限定契約）の変更につきましては、監査等委員である取締役全員の同意を得ております。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数の変更のほか、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 30 年 9 月 27 日

定款変更の効力発生予定日 平成 30 年 9 月 27 日

以上

【別紙】定款変更の内容（変更部分は下線で示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 〈 〉 〈 条文の記載省略〉	第 1 条 〈 〉 〈 現行どおり〉
第 4 条 (公告方法)	第 4 条 (公告方法)
第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>官報</u>に掲載する方法により行う。</u>	第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条 〈 〉 〈 条文の記載省略〉 (自己株式の取得)	第 6 条 〈 〉 〈 現行どおり〉 (自己の株式の取得)
第 7 条 当社は、 <u>会社法の定めに従い、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。</u> (単元株式数)	第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数)
第 8 条 当社の <u>1単元の株式数</u> は、100株とする。 (単元未満株式についての権利)	第 8 条 当社の <u>単元株式数</u> は、100株とする。 (単元未満株式についての権利)
第 9 条 〈 〉 〈 条文の記載省略〉 (1) 〈 〉 (2) 〈 〉 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>および募集新株予約権の割当て</u> を受ける権利 (株主名簿管理人)	第 9 条 〈 〉 〈 現行どおり〉 (1) 〈 〉 (2) 〈 〉 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>及び募集新株予約権の割当て</u> を受ける権利 (株主名簿管理人)
第10条 当社は株主名簿管理人を置く <u>ことができる。</u> 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>選定する。</u> 3 当社の株主名簿、 <u>株券喪失登録簿、及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせることができる。</u> (株式取扱規則)	第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>定める。</u> 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に <u>委託し、当社においてはこのを取扱わない。</u> (株式取扱規則)
第11条 当社は <u>発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもの</u> のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条 当社の <u>株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎年6月30日の最終の株主原簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条 &lt;条文の記載省略&gt; (決議の方法)</p> <p>第16条 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条 &lt;条文の記載省略&gt; (議事録)</p> <p>第18条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p>第15条 &lt;現行どおり&gt; (決議の方法)</p> <p>第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条 &lt;現行どおり&gt; (議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、<u>これを議事録に記載又は記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>4 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>3 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 } &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>第24条 } &lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>4 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役<u>1名</u>を選定する。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 } &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第24条 } <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)の<u>会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法427条第1項に定義される取締役との間で、会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第32条 } &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>第34条</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第33条 } &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第35条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第35条 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(<u>期末配当及び基準日</u>)</p> <p>第36条 当社は、毎年6月30日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、<u>期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という）</u>をすることができる。</p> <p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第38条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第37条 当社の<u>期末配当の基準日は毎年6月30日とする。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として<u>中間配当</u>をすることができる。</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>

以 上